住居表示を実施します

住みよい町づくりの尼めにく







住居表示に関する法律に基づく住居表示制度は、住所の表し方を合理的にわかりですい方法に改めるという大変意義のある制度です。熊野町では、この制度を導入し、住民のみなさまの住所がわかりやすいものとなるよう平成19年度から順次整備を進めていきます。

しかしながら、住所の表し方を改めるということは、私たちが日常生活を送る上において、極めて身近な問題であるだけに、どんなによい制度であっても住民のみなさまのご理解とご協力をいただかなければ実現できません。

このパンフレットは、住居表示制度の目的や内容等をご理解いただくため、その概要を説明したものです。

なぜ住所の表示方法を改めるのでしょうか

現在、熊野町では、家屋や事務所の住所を表す場合、大字や地番を用いて表示 しています。

例えば町役場であれば、「熊野町3815番地1」と表しています。しかし、これでは地区の区域が広すぎるため、どのあたりなのか見当がつかなかったり、また一つの地番にたくさんの建物があったり、番地が順番よく並んでいなかったりで、いろいろと困ることがあります。

住所の中で使われている「番地」は、不動産登記法で土地の所有関係を明らかにするための符号として付けられた「地番」を、戸籍法を改正して「番地」という呼び名で住所の表示にも使用したことに由来しております。もともと住所を表すために設けたものでない「地番」を、住所の表示方法として一般化したところに不合理があり、次項のような欠点が指摘されております。

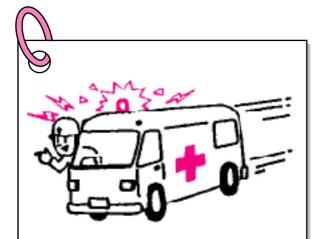


現状の番地では場所の特定が困難です

- 1. 一筆の土地の大きさや形状がさまざまで、同じ番地の家が何軒もあったり、 数筆の土地の上に一軒がまたがったり、どの地番を使えばよいのか判らない こともある。
- 2. 一つの地番にたくさんの枝番があり、探しづらい。
- 3. 土地の分筆合筆により、欠番、 枝番が生じ地番の変更がたえずある。
- 4. 番地が順序よく並んでいない。



住居表示制度が実施されると次のように大変便利になります



人命にかかわる緊急事態

救急車、消防車、パトカー、 医師などが早く目的地に 着くことができる。



時間の節約

訪問者が目的の 建物や人をさがすことが 容易になる。

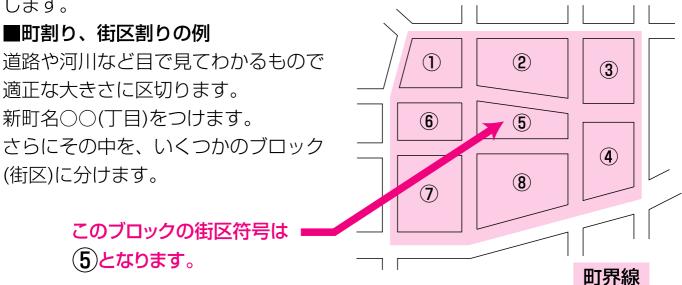


各種集配が容易

郵便、電報、運送物などの 誤配、遅配が少なくなる。

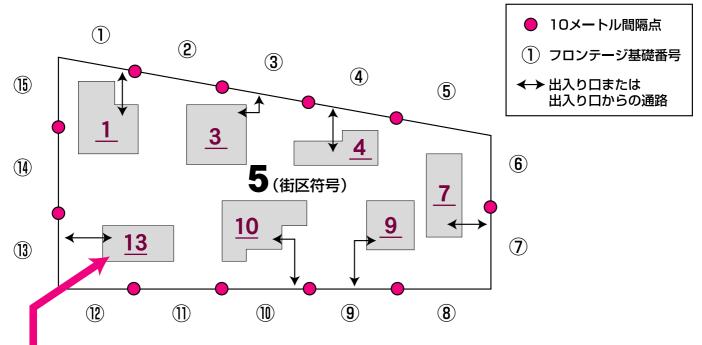
住居表示制度とは

新しい住居表示制度では、わかりやすい区域となった**新しい町名**と今までの番地にかわって、住宅の場所を示す専用の符号である**街区符号と住居番号**を使って表します。



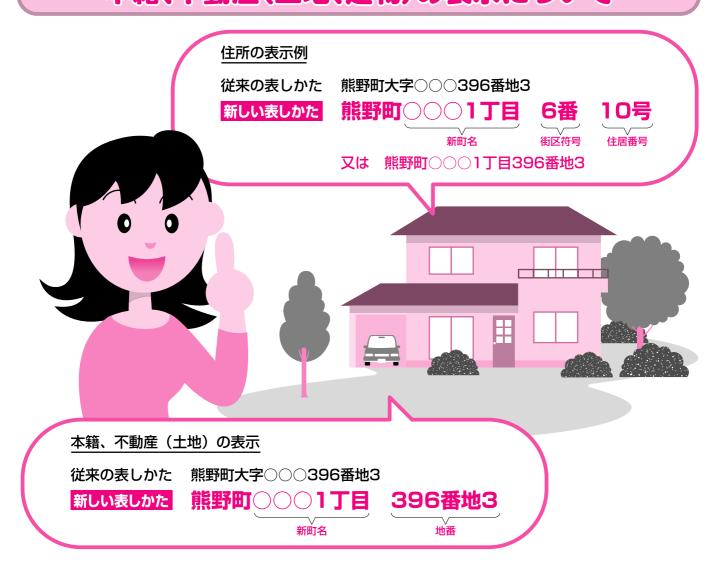
住居番号のつけ方

街区の周囲を道路に沿って10メートルの間隔で区切り(フロンテージといいます。)、時計回りに基礎番号をつけます。建物のおもな出入り口が接するフロンテージの基礎番号をその建物の住居番号とします。



■ 主な出入り口が基礎番号13のフロンテージに接しているので、この家の新しい住所の表示は、熊野町◎◎(丁目)5番13号となります。

本籍、不動産(土地、建物)の表示について



住居表示が実施されても、区域内にある本籍や不動産の表示については、大字 名のみ新町名に変更されるだけで、これまでどおり地番を使います。

新しい住所になると

- ○住民の皆様への通知は…新しい住所は、実施日の約1ヶ月前に書面で通知します。
- ○町役場への届出は…町役場への届出は不要です。自動的に変更されます。
- ○友人、知人への通知は…郵送無料の変更通知用葉書を、一世帯につき50枚配布 いたします。これで不足の場合は、郵便局に問い合せ下 さい。
- ○住居表示変更証明書は…住居表示変更は、住居表示の実施によって住所の表し方が変わったことを証明するもので、実施日から役場で必要な枚数を無料で発行します。
- ○登録免許税は… 住居表示による変更のための登録免許税は、免除されます。